

長野県告示第568号

平成28年10月7日成立した平成28年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

平成28年度長野県一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正				(単位:千円)
款	補正前の額	補正額	計	
(1) 歳入				
5 地方交付税	203,990,000	320,862	204,310,862	
7 分担金及び負担金	2,875,141	574,480	3,449,621	
9 国庫支出金	106,420,943	8,466,690	114,887,633	
12 繰入金	19,386,220	44,000	19,430,220	
13 繰越金	1,286,292	2,082,794	3,369,086	
14 諸収入	76,081,023	14,043	76,095,066	
15 県債	100,094,000	8,100,000	108,194,000	
歳入合計	877,797,037	19,602,869	897,399,906	
(2) 歳出				
2 総務費	37,099,316	7,841	37,107,157	
3 民生費	121,640,794	384,112	122,024,906	
7 農林水産業費	46,330,234	5,523,201	51,853,435	
8 商工費	72,142,715	60,650	72,203,365	
9 土木費	95,355,863	13,587,120	108,942,983	
10 警察費	44,437,131	8,906	44,446,037	
11 教育費	205,401,454	31,039	205,432,493	
歳出合計	877,797,037	19,602,869	897,399,906	
2 債務負担行為補正				
橋梁補修事業ほか14件	限度額	2,637,698	千円	
3 地方債補正				
社会福祉施設整備事業費ほか12件	限度額	8,100,000	千円	

平成28年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正				(単位:千円)
款	補正前の額	補正額	計	
(1) 歳入				
6 繰越金	—	489,894	489,894	
歳入合計	12,194,552	489,894	12,684,446	
(2) 歳出				
1 流域下水道事業費	9,589,552	489,894	10,079,446	
歳出合計	12,194,552	489,894	12,684,446	

財政課

長野県告示第569号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
阿部 直之	心臓	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター
稲田 充	肢体不自由	飯田市毛賀1707 医療法人輝山会 輝山会記念病院
今井 紳一郎	ぼうこう又は直腸 小腸	須坂市大字須坂1332 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立須坂病院
大谷 圭志	呼吸器	上田市常田3-2-8 大谷外科・眼科
小山 傑	肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
佐治 智子	肢体不自由	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院
杉尾 芳紀	ぼうこう又は直腸 小腸	上田市中丸子1771-1 特定医療法人丸山会 丸子中央病院
西原 万里奈	視覚	塩尻市大門七番町11番11号 医療法人 松田眼科
半戸 千晶	肢体不自由	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
山本 めぐみ	肢体不自由	諏訪郡富士見町落合11100 長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター 富士見高原病院

障がい者支援課

長野県告示第570号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
小林 千夏	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	佐久市白田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
尾崎 一典	上田市中丸子1771-1 特定医療法人丸山会 丸子中央病院	上田市上田原1331 あおぞらクリニック
宮城 彰	松本市中央2-9-8 医療法人藤森医療財団 藤森病院	北安曇郡白馬村神城22844 社会医療法人城西医療財団 神城醫院
西村 好裕	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院	伊那市小四郎久保1313番地1 伊那中央病院

障がい者支援課

長野県告示第571号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
田中 俊憲	須坂市大字須坂1332 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立須坂病院	平成21年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第572号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢5655の226
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第573号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢956の16・956の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、956の14、956の19、956の31、956の32、956の

- 35、956の36、956の51
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第574号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡飯島町七久保3017の94、3017の96、3017の97、3017の528
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第575号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草4433の1、4433の2、4433の6、4434の2、4434の3、4435の1から4435の3まで、4570の2、4571の2、4572の1、4572の5、4573の1、4573の3、4575の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第576号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡上松町大字小川2419のイの61、2419のイの62、2419のイの65
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第577号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上水内郡小川村大字瀬戸川字入7215の2、7216の2、7218、7219、7220の2、7221の1、7222の2、7223の2、7225、7226、7227の1、7305、7306、7308、7309の1、7309の2、7310の1から7310の3まで、7311の1、7311の2、7312、7313の1、7314、7367の5、7369の2、7370、7371、7373の1、7374の1、7375の1、7375の2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第578号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第579号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年10月17日

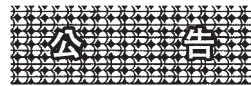
長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年10月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さわやか灵芝普及協会
- 3 代表者の氏名
加藤 祐子
- 4 主たる事務所の所在地
中野市大字金井789番地20
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象として、中野市産の高品質灵芝を使用した商品の品質認定、高品質国産灵芝に関する情報提供、普及啓発活動などを行い、もって健康を求める人々の食の安全と健康を守るとともに、中野市の産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県PS・ふくしネットセンターやさしなの
- 3 代表者の氏名
原田 美登
- 4 主たる事務所の所在地
長野市篠ノ井会351番地35
- 5 定款に記載された目的
(変更前)
この法人は、長野県民に対し、少子高齢化の進行や経済的格差の増大によって、社会の歪みの中で困っている生活困窮者・就労困難者を支援する事業を行い、都市と農村の均衡のとれた経済振興と地域における助け合いの推進による社会福祉の発展に寄与することを目的とする。
(変更後)